

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷五 邑智郡上（前編）

山崎
錦織稔之亮

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷五 邑智郡上（前編）

上田所村・下田所村・龜谷村・鱒淵村・出羽村・三日市村・
やまだ 村・淀原村・岩屋村・和田村・原村・高見村・雪田村・
木津田村・阿須那村・上口羽村・下口羽村・上田村・
戸河内村・原村（旧大森附）・久喜村・大林村

はじめに

『石見国神社記』全八卷（卷一 安濃郡、卷二 遷摩郡、卷三 那賀郡上、卷四
那賀郡下、卷五 邑智郡上、卷六 邑智郡下、卷七 美濃郡、卷八 鹿足郡）は、
一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明
治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の
太政官布告⁽¹⁾に基づく——の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札からの情報をも加味し
て、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三～一九〇六）が、独自の解釈も交えなが
ら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作である。
このうち、卷四那賀郡までの部分の翻刻が前号で終了した。本号では引き続き、

錦織稔之との共同作業により、卷五 邑智郡上の前半部「十一村分⁽³⁾」を翻刻する。な
お、今回の翻刻分には津和野藩領の村は含まれていない。前号までに触れたように、
藤井らが直接担当した銀山領・浜田藩領の村々では、「小社」「森神」の項目が立て
られていて、記述内容も津和野藩領よりかなり詳細である。

本稿は、前号までと同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となつた「邑
智郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成つたものである。

註

（1）安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』（岩波書店、一
九八八年）、四三五頁。

（2）藤井宗雄が中心となつて、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報
告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、
「安濃郡神社書上帳」（三八五）「寺社史料」における整理番号を示す。以下同
じ、「遷摩郡神社書上帳 上下」（三八二）、「那賀郡神社書上帳」（一四九）、
「那賀郡神社書上帳 二」（三八三）、「邑智郡神社帳 上」（一四八）、「美濃郡神
社書上帳 上」（三八四）である。

（3）項目としては二十二村挙がっているが、原村は浜田藩領分と銀山領分に分け
て記載されているので、実際には二十一村分の内容となつている。

（山崎）

翻刻の凡例

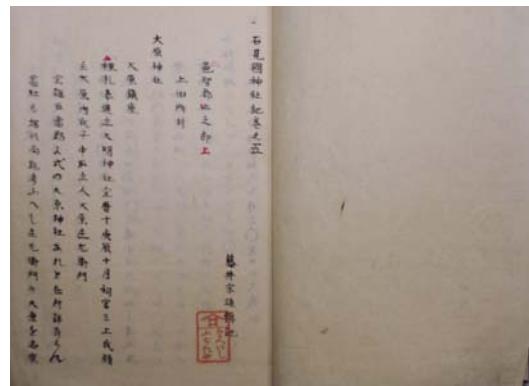
- 『石見国神社記』卷五 邑智郡上は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十一月とある。邑智郡内の概ね南部に位置する四十三村分が収められている。本号ではそのうちの前半一十一村分を翻刻した。
- 原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換える指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正してある。
- 原文の記述の内容は、元の資料となつた「邑智郡神社書上帳 上」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四八)と対照させている。特に小社や森神の項目において、（　）は、書上帳等での異なる表記を、また「　」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。
- 旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。
- 変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江（え）・而（て）・与（と）・者（は）・茂（も）等は、小書きにしてそのまま用いている。
- 原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(○○)」を付して正すか、「(ママ)」、もしくは「(○○カ)」と推定される字句を付した。
- 原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。
- 読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。
- *は、翻刻者による註記を示す。(山崎・錦織)

（本文）
石見国神社記卷之五
〔表紙〕
「神社記」邑智郡之部上
五

大原神社
上田所村
邑智郡上之部上



表紙



本文の一丁表

祭神、伊弉諾命○神体、笄

宗雄云、此笄は心願ありて奉れるか、神体となれるなるへし

祭日、九月十三日

建物、本社 棟札、奉進立大明神社、宝曆十庚辰十月、祠官三上氏、願主大原内氏子中、取

立人大原庄左衛門

宗雄云、当郡に式の大原神社あれと在所詳ならず、当社も捨す、尚能考ふへし、庄左衛門の大原を名乗は苗字か家名か詳ならず、当社いま衰へてハあれと昔は榮坐たる由にて坊もありしと云ひ、社地も以前は異所にて広かりしと土人云り

小社二所

三坂の水谷神、祭神大名持命○高水の大歳社

森神十八所

高水の大元神○中谷の大元神○大檜の大元神○青松の地主神○枯木の地主神○同所の八幡森（宮）○立岩の大元神○三坂の大元神○高水の地主神○田「之」迫の地主神○立岩の金屋子神○小林の大元神○松森の地主神○小林の地主神○玉田の大元神○小檜の大元神○道ふたき（フタギ）の大元神○道明の地主神

（本文）
藤井宗雄輯記（印）

下田所村
神宮「社」
日屋計鎮坐

祭神、天照大御神○神体、鏡
宗雄云、旧の神体は木像なり、明治四年の頃改しならむ

祭日、九月十五日

建物、本社・鳥居

棟札、奉再建立神宮御神殿、文政十二己丑年十月、大宮司三上磐根正藤原廣政、

願主上田豊平

小社二所

森の大名持神○森添の少名彦神

宗雄云、此二神のかく並て鎮坐はゆゑあるなるへし

森神九所

若宮の地主神○竹の内の地主神○同所の天満宮○大半（大平）の地主神○長畠の地主神○入難の地主神○森迫の地主神○下谷の地主神○伊百田の地主神

殿一宇、承応四年丙午八月○再建上葺、明暦四戊戌年九月○再建宝殿、寛文十一年辛亥○奉再建立譽田別神社、悉得成弁攸、延宝八庚申五月十五日、石州邑智郡久長庄盛近郷上出羽、社官三上土佐守森次、庄屋三宅五兵衛○新建立御宝殿、元禄十六癸未年八月廿六日ヨリ申正月調フ、先之建立^{貞治}六歳、次天文二年ヨリ年数三百余年余り

宗雄云、貞治六年より元禄十六年まで三百三十七年なり

再建神殿、宝永元甲申年三月廿七日○再建、正徳五乙未八月廿四日、祠官三上土佐守藤原森次、嫡子三上筑後守藤原廣次、文に定治年中再建立棟札照々タリ、永禄辛酉地下百姓造立之、文禄壬辰東孫右衛門建立、天正己卯当^ニ城元實公建立、寛永庚午建立、承応甲午右同、明暦戊戌右同、延宝庚申右同、宝永甲申地下為万民造立

宗雄云、貞治・永禄・文禄の棟札なし、宝永の後に紛失せるならむ、寛文十一年の再建を脱せり、是は棟札の書様あやしけれハ、若は他社の棟札にや

新建立鳥居、元文二丁巳葉月○上葺、宝暦十庚辰年十月○同、寛政元己酉年七月廿三日○再建、文化二乙丑年閏八月吉日、神主三上土佐正藤原廣宣、当職三上雅樂正藤原廣定、亀谷村・上田所村・下田所村・鱒淵村・淀原村・八日市村・三日市村・山田庄村屋名略、文に氏子八箇村之内三日市・八日市両村之儀^者權現社修復致候ニ付、惣氏神當社諸造営方入用相除置申候、以上

宗雄云、往古は岩屋村も氏子なりしか、指扇八幡宮勧請の後、離れしとそ

上葺、文政五年六月廿四日○屋根、万延元庚申年八月十四日

棟札、上出羽八幡宮上葺、記事大檀那元寶、天正七年三月朔日始十五日マテ、

祝申三上宮内大夫重信、其時四十四歳、大工孫六兵衛、小工四郎右衛門○奉再建立八幡宮御宝殿、于時寛永七年二月、當時御代官竹村丹後守、殊旧主古田兵部少輔、崇聖寺、淨林寺、鍛冶大工鷹須平右衛門尉、日代原弥太良、肝煎伊東市右衛門、神主三上喜兵衛、番匠大工小嶋弥左衛門尉○奉新建立八幡大菩薩舞

末社、風神社

社人、三上直、家筋武内宿祢後胤阿波民部太夫三男三上虎太郎助信より出たり、

其後天正年中三上神四郎より直まで十二代相続

宗雄云、棟札に藤原とあるは誤なるへし、武内宿祢の胤にて藤原を名乗る道

理なけれハなり

大神宮

馬野原鎮坐

祭神、天照大御神○神体、鏡

祭日、七月九日

建物、本社

小社一所

筑谷の稻荷社

森神十五所

大上の地主神○下對シモヒザシの地主神○上下對の大元神○釜か谷の御前神○眞山の大元神○同所の大年神○居村の地主神○同所の地主神○羽下の大元神○山王原の權現○緩（綾）木の大元神○下山の大元神○小戦場の大元神○大しようニ（ショウニ）の地主神○小原の地神

奥亀谷の稻荷社○大番の大歳社○杉谷の妙見社
森神十所

地藏院の地主神○両（西）宮の地主神○杉谷の荒神○才原の荒神○奥亀谷の大歳神○同所の大元神○才子神の地主神○杉谷の地主神○大草の地主神○奥亀谷の金屋子神

出羽村

大歳神社

三本松鎮座

祭神、大年神○神体、鑪鉄

祭日、九月晦日

建物、本社

小社二所

淨林寺の祇園社○八日市の恵比須社

神明宮

伊勢脇鎮座

宗雄云、永明寺とも云ふ地なり

祭神、天照大御神○神体、鏡一、銅像一

宗雄云、明治四年改のとき、相殿に惠美須大黒神あり、神体木像土像

祭日、三月十六日

建物、本社・神樂所・鳥居

三日市村

七社宮

崇聖山鎮座

綿津見神・底筒男神○神体、石一、海石一、木鏡一、木像六
祭神、伊邪那岐命・上津綿津見神・上筒男神・中津綿津見神・中筒男神・底津

宗雄云、祭神は強て七の数に合たるものならむ、是一時に七所祀れるに非す、
重たる神に追々合祀して七社と唱ること那賀郡大麻山神社に数多合祀して五

社権現と称ると同し、此例數多あり、然は実の祭神は定かたくなむ、井原
村の岩井谷の権現を賀茂社伝に七社権現とあり、八重葎には八上姫とあり、

また岩屋村の志都窟の記に、志都窟申者、蓋往昔大己貴・少彦名命之鎮坐之
地也矣、而後奉^レ崇^レ七社大権現ともあり、また八重葎に宮内村の田立建埋
根命神社を七社権現ともあり、旧社なれとも由来詳ならず

出羽故事談に、七社権現宮は昔慶光坊といふ寺あり、今川向に慶光坊といふ山
のこれり、此寺の住持、ある夜の夢に、神体、前なる川に久しく埋れし由を告
給ふ、明日を待て川辺を尋しに、朝日の出る頃に水底に光り見えしかば、取上
みれハ鏡なり、則ち寺中に社を建て七社権現と尊敬す、後、今の地に移す
祭日、九月廿九日〇出羽故事談に、平手氏御幸場を捨てより御幸あり、三日市
にて流鏑馬ありとあり

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉建立七社権現御宝殿、貞享一歴甲子十月、願主竹崎筑後守、大檀那柘
植太郎右衛門・有井勘三郎・伊藤新右衛門・杉尾九郎左衛門・板垣与三右衛門・
三宅源三郎・須濱市郎右衛門・同嘉兵衛

宗雄云、三代實錄の相尾神社いま在所しれす、此の杉尾九郎左衛門の苗字ハ
地名を氏とせしならむ、若は此近辺にや、尚尋へし、市木村ニ麥尾と云を相
尾といへと信かたし

鳥居、宝永元甲申年九月〇再建拝殿・鳥居、享保五庚子年九月、祠官三上越後

守〇石鳥居・拝殿上葺、延享五戊辰年六月廿二日〇上葺、宝曆二壬申年九月〇

新造立御殿・拝殿、安永四乙未年十二月十五日、社職三上志摩藤原廣則、庄屋
又十郎、目代浅右衛門〇再立、神主三上土佐守藤原且輔、年号無し

宝器、三十六歌仙、明和八年寄附
社領、高二石、此現米八斗六升二合

末社、金刀比羅社、棟札修復文化十二乙亥年十月九日

小社二所

町の恵美須社〇宮段の地主神

森神四所

市後の地主神〇宗正岡の地主神〇朴木の地主神〇才本の塞神

山田村

稻荷神社

靄子山鎮座

祭神、保食命〇神体、矛

祭日、八月朔日

建物、本社・鳥居一

棟札、奉再造稻荷大明神、天保四癸巳年八月朔日、大宮司三上磐根藤原廣政、

庄屋治平〇再建、天保九戌戌年八月九日

森神三所

森すうめの地主神〇沖田の地主神〇上山田の地主神

森神四所

御寄谷の御寄明神

宗雄云、御崎神と云は大元神と同神なり、故に所々に御寄森の大元神と様に唱るか多し、日御崎神と混ること勿れ

道場の地主神○野田の地主神○才名の地主神

○

岩屋村

静窟神社

岩屋鎮坐

祭神、大己貴命・少彦名命○神体、石

宗雄云、萬葉集三に生石村主真人、大汝・少彦名乃將座、志都乃石室者、幾代將經、とあり、或は七社權現、あるひは八面神とも云ふ、名跡考に就て見へし

社記に、夫以當社志都窟申者、蓋往昔大己貴・少彦名命之鎮坐之地也矣、而後奉^レ崇^二七社大權現^一、即此靈山、峯高松柏生、谷深流水清、^{莓苔滑行路、}■^(義)■^嶮乃自置^レ石如^レ屋、故以^レ此地^二号^一岩屋鄉^一、雖^レ為^レ往古繁榮之社地^一、異端之教曰々盛、鄉人不^レ知^レ尊^二崇^一神祇^一、嗚呼悲哉、唯徒大社成^二小社^一、小社亦及^二大破^一、剩寬文頃於鉄穴之絡^レ溝、掘^レ出唐金之仏像^一、安^レ置社内^一畢、當^二此時^一玄哉妙哉、化虫出現、其形如^二蛩虫之大^一、喰^レ仏像^一、既久自^二頭頂^一及^レ身中^一、衆人為^レ奇異^一、往視者甚多也、然愚適遊^レ此鄉^一、得^レ見^レ之、疑是^一神使歟、夫我朝者神國也、神者依^二人之敬^一增^レ威、人者依^二神德^一添^レ運、不^可敢^レ疎^一、因茲使^レ仏像除退^一、仰^二神道之妙^一、新奉^レ建^二立社殿^一者、彼化虫忽然失、實知^三神者不^レ受^二非礼^一、粵愚雖^二短才^一不^レ省^二後笑^一筆^一簡篇^一、願後世視^レ之、以^二此旨趣^一可^レ尊^二敬^一當社^一也、昔元禄十三龍集庚辰初冬誌之、云爾

とあり、是は其頃出羽の代官にて廣野園右衛門勝貞の作なり

神名帳御書証筆とありて、石州邑智郡岩屋村静窟大權現、右依^レ願神名帳江所^レ被^レ記如件、文政八酉年十月、神祇管領長上家公文所

神奇社記に、寛文の頃唐金の仏像を社内に安置せしに、化虫出てこれを喰ふ○底廻伊玖里に慶安の始に社地を開くとき土中より金魚一尾を堀出せり、これを水中に放て間炊せむと家に帰りたる間に右の金魚は行かた知れずなれり○八重

葎に、里人の夢に八十有余の老人ありて明日播州の人来るへしとて^ヘ大穴持^一・少彦名の里とは^ヘ静窟の苔と答よ、と告あり、明日はたして播州の人来れり○

明治二己巳年四月四日に邑智郡伏谷村の府野屋磯右衛門の男栄四郎といふ者、此夕かた何か調度のため親類の繁吉か許に行むと出けるに、明朝までも帰らされは父磯右衛門大に驚き近隣の人々と共に山河のこる方もなく探し索むるに更に在所をしらす、遂に五日も暮にければ人々も手段に尽き、此上は仕度をして宦に訴へ多人数を以て探へしと夕飯を喰けるとき、磯右衛門は其をも喰ふこと能はず、庭に出て今にても帰り来れかしと念してありし小、誰とも面は見えねと来る者あり、栄四郎にハ非しかと声を懸しに、唯といふて帰来りければ人々と共に大に歎ひ狐狸の所為なればまつ氣を静むへしと栄四郎をは寐につかしめ、人々には酒を振舞て慰勞せり、かくて栄四郎にありし様を尋問し、答に四日の夕かた繁吉かり行むと出かけたるに吉良右衛門か前なる橋辺にて濱田の御役人と思しき人惣髪にて大小を帶し、袴に割羽織を着て僕に挟箱を持せたるか來かゝり、栄四郎を見て僕か足を^(脇)脳めり、此荷を志都の石室まで持行てよとのたまふに、栄四郎は三里もある所を、夜中といひ、しかもしらぬ路なれハ否めとも許し給はす、然は父に申むといへとそれには及はしとの給ふゆゑに、唯といひければやかて荷物は肩に載てあり、それよりは夢中の如く覺すなり、目を開きて見れハ岩屋に行てあり、惣髪の御方は神社の椽に腰を懸坐し、同時にかゝる御方三人はかり僕を率て来坐し、酒食を出し栄四郎其外の僕にも度々酒を賜り呑

に美なること言むかたなく、飯も食とのたまひしか其は賜はらす、かくて山を廻りてこよとのたまふゆゑ、僕とも打つれて山を廻りたり、御方々は書物を披き読て、あるひは笑ひ、または頭を頑^(頑)けて考へ給ふ様子もあり、挾箱より種々の宝を出して競へたまふ中に槌と玉とか殊外に珍き器とおもはれて外なる御方々も感て見給ふ、かくて暇を乞しかば暫時くおれとのたまふに、また乞しかば父か気遣ふほとんに返すへしとのたまふと思ひて夢中の如くになり、覚て見れハ伏谷村の産土神なる加茂神社の傍なる杉木の元にありと語れり

宗雄慎て按るに、槌と玉とを持給にて大己貴神と知奉るへし、志都の石室まで行てよと宣ふにて、此所を志都の石室と定むこと論なく、書物はこゝの石室に関係せる事を顕界の人の著たる書にて感も笑もしつゝ御行作の上に見せて索隱すべく示したまへる御深意と推察り奉る、此外考たる事あれど、別に云るものあり

祭日、八月朔日

宗雄云、以前は当村の指扇八幡宮の祭日九月廿九日の後に社人來て祓を読み、其時宮前より稻酒を釀て奉る、近所のものも集て神酒を頂戴きしか、いつしか盛になる勢につれて祭りといふ事をはじめ、やかて八月朔日を祭日と定たり、是は出雲国大社の祭日にならひたる由なり、此時より宮前より米一斗出しけるか、後にまたよころ舞といふ事を始め、是より米を増て二斗つゝとせり、然を嘉永の頃社人より右の二斗の米いづれの田より出といふ事を書よといふに、固よりさることあらされは、彼是三日か間談論て遂に其意に從て書付を社人に渡せり、其書の意ハ高三斗九升三勺、此定米二斗、先持主面屋利平方より右場所付にして勤来の高所私方に引受たれハ、以来は米二斗御年貢として差出すとあり、是は勝兵衛か代なり、此書附の控、宮前にあり、宗雄かしつの山ふみにも写置く、不当の書付と思はる

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉再建志都權現、享保十四己酉年三月、施主日高権兵衛、社人大江朝臣

齋藤主計佐良貞○再建志都權現、寛政五丑仲冬、大宮司齋藤長門大江良孝・同出雲頭大江孝胤、庄屋佐貫三郎右衛門、組頭丈七、大願主杉本治兵衛○新建鳥居、同年○再建、文化十二乙亥林鐘、庄屋金兵衛、組頭金藏、世話方奥岩屋儀右衛門○葺替、嘉永三庚戌年卯月、社司高見村神主齋藤八鳴吉胤、庄屋森脇逸右衛門、組頭佐賀三右衛門

宗雄云、日高権兵衛は先祖は二山の城主日高某の末葉にて鱒淵村の下津井と云所に住す、其所に今に砂子・面屋とて二軒あり、それより別れて当所に移れり、其初で來し人を九右衛門と云ひ、次に権兵衛、次に徳右衛門、次に儀右衛門、次に儀平、次に勝兵衛、これに子二人あり、兄を伊右衛門、弟を勝藏と云ふ、家名を宮前と云ふ、また面屋と云もあり、社の事は此宮前より掌るなり

宝器、額一面、静窟大權現、^(マニ)神道長ト部良長

指扇八幡宮

古屋尾山鎮坐○亀谷村八幡宮より勧請○出羽故事談に、往昔亀谷祭礼のとき桟敷論にて大喧嘩を仕出し、岩屋村のこつ平と云もの強力者ゆゑ桟敷を引落し帰るとして神木の杉枝を折とり、我々も氏子なり、神虛^(虚)も違はせ給はすハ、此枝栄えたまへと扇子を添て指置しに、不思議なるかな枝栄て今大木となる、其頃より社を建て亀谷の祭には出会せず、こつ平の子孫今もあり、右の杉を^(指)本し故に

さし扇といふ

宗雄云、指とは杉枝を地に指立しをいひ、扇は大樹の義なるへし、唱の同きゆゑ仮て書るを扇の文字に就て本文に扇子を添てと書るならむ、棟札の文に指大木とあり、さて此杉は松の株に指たり故に根本の方は松木の如しと土人云り、また近頃一枝折れて倒たるを取り除むと御闇を伺へるに、其儘にさし置と

の御闇を賜るとして今も社の前に倒れ、人々是を潛て參詣す

祭神、應神天皇・三女神・神功皇后○神体、木像

祭日、九月廿九日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉再建立八幡宮、元禄七甲戌年菊月廿八日、本願神主三上若狭守吉兼・

同子邢部太夫、庄屋讚岐安右衛門、以下名略○奉再建、享保十二年九月、

庄屋森脇五郎左衛門○新建鳥居、宝曆三癸酉年六月、神主齋藤筑後守良道○葺替、宝曆十三癸未年九月○再建玉殿、天明八戊申年九月廿九日○再建、寛政五年菊月上旬、大宮司齋藤長門守良孝・同出雲守孝胤、略文憲に、当社八幡宮は

亀谷山鎮坐八幡宮別宮也、棟敷論につき久喜村・岩屋村両村の者共引帰る、其節当村のこつへいと云者杉枝を折取て性ある神明ならは此木に載て來給へと勧^親名を触ける

宗雄云、此文、上の出羽故事談と大同小異なり、今はそのたかへる所を少か記す、さて久喜村も往昔は亀谷の氏子とおもハる、されば神稻郷の属なるへし

上貳、文化二年乙亥九月廿二日○同、嘉永五壬子九月廿二日、齋藤八島○再建拝殿、安政三丙辰年八月日、神主三上八嶋藤原吉胤

小社一所

大鉄穴の関神

森神五所

岩屋の大元神○古屋尾山の大元神○觀音寺のコンタノ若宮○曾根の曾根牛神○

同所の大番神

和田村

小社四所

高路の地主神○流田の地主（若宮）神○田屋の地主神○石原大磐の地主神

森神八所

平田屋の地主神○槇原の地主神○若宮の地主神○増屋の地主神○肥谷の地主神

○前和田の地主神○平野^{*}屋の地主神○和田屋の地主神

*「邑智郡神社書上帳」では「野」の語はない。

原村
小社一所

鉄穴の地主神

森神二所

大風呂の地主神○後の地主神

高見村

賀茂神社

月向山鎮坐

祭神、別雷命○神体、木劍（像）

祭日、九月十九日

建物、本社・幣殿・拝所・鳥居

棟札、奉新造立賀茂大明神鳥居一字、安永四乙未年九月十八日、神主齋藤■■■

■■■、庄屋片岡■■■、組頭武助・同定兵衛○再建社祠、齋藤良政○造次拝舍、文政四辛巳年霜月、社司齋藤信濃大江泰義○葺替、天保三千辰中冬十日、大宮司兼帶阿須那村齋藤大隅守大江孝保○鳥居、嘉永元戊申年十一月七日、神

主齋藤八嶋大江好種○再建鳥居、文久元辛酉年十一月廿九日、神主三上八嶋藤原吉胤○上葺、慶応二丙寅年五月十五日、祠司三上八嶋藤原好種○建立幣殿、同年

社領、高ニ石七斗三升五合、此現米一石二斗七升四合五勺

末社、金屋子社「・中之御前社」

社人、三上八嶋、家筋、天保十一庚子年五月廿九日、居宅焼失、世代詳ならず、慶長五庚子年、藏太夫より八嶋まで八人の名散見

宗雄云、藏太夫は見あたらず、延宝七年、三上和泉守盛吉・同若狭守吉廉、

元禄七年、三上若狭守吉兼・同子刑部太夫、享保中、齋藤宮太郎・齋藤主計佐良貞、宝曆中、齋藤筑前守良道、安永中、齋藤良政、天明中、齋藤筑前良

久、文化中、齋藤市正吉泰、文政中、齋藤信濃泰義、嘉永中、三上八嶋好種と散見す、都合藏太夫とも十三人なり、但し吉廉と吉兼は同人ならむか、また宮太郎と良貞も同人か、また好種は吉胤ともあり、かくて阿須那村齋藤家より兼帶せし事あり、能せずハ混ぬへし、三上か本氏なるへし、姓を藤原とあれと、或は武内宿祢より出と云に従へは紀姓なり、或は近江佐々木と云に拠は源姓なり、村之郷村八幡宮の永禄九年の神体に源とあり、また齋藤は藤原ならむと思ふに、大江とあるはいかなる訳にか

八幡宮

三尾山鎮坐

祭神、應神天皇・玉依姫命・神功皇后○神体、石一、木像二

祭日、八月十四日

建物、本社・幣殿・鳥居

棟札、奉新建立八幡宮、延宝七己未年十月、神主三上若狭守吉廉、願人盛椿寺・

同庄屋長左衛門・同圓坂長右衛門、以下名略、裏に親神主三上和泉守盛吉○上

葺^井造作、享保九甲辰年九月廿九日、神主齋藤宮太郎、以下名略○同、天保十

三王寅年九月、神主阿須那村齋藤大隅守○同、安政五戌午年十月十八日、神主齋藤八嶋大江吉胤、以下名略

社領、高ニ石七斗三升五合、此現米一石二斗七升四合五勺

末社、天満宮○棟札、新造替天満宮、文化四丁卯年三月五日、神主齋藤市正大

江吉泰、庄屋片岡重左衛門○建立、万延元庚申年八月十三日、神主三上八島藤原吉胤

同、大歳社

小社四所

道か内の荒神社○町の恵美須社○大首の今宮神○盛椿寺の祇園社森神三十六所

段原の幸神○原名の地主神○実光の地主神○寺田の地主神○大原の地主神○越道の地主神○森下の地主神○牛谷の地主神○いやんばるの明現神○越畑の森神○同所の森神○美志免の大楨神○上才次の地主神○上宗藤の地主神○地藏原の森神○同所の森神○大首の森神○杉谷の大番神○岡〔野〕の地主神○国重の地主神○入野の地主神○井手上の明現神○国清の地主神○荻原の地主神○同所の大元神○徳前の袖神○同所の地主神○宗森の地主神○竹本の明現神○寺向の地主神○法光地の幸神○迫名の地主神○森平の森神○宮谷の地主神○月向山の大元神○同所の袖神

天満宮

雪田村

國信鎮坐○正徳元辛卯年十月廿四日、当郡阿須那村より齋藤式部勧請

祭神、菅原神「正体、幣」

祭日、九月十七日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、正徳元辛卯十月廿四日、阿須那村天満宮ヲ勧請、社司齋藤式部、村役段原市良兵衛・湯屋之上清右衛門申談、新殿造立〇再建、寛政二庚戌年十月十二日、大宮司齋藤長門守大江良孝・同出雲守大江孝胤、庄屋片岡繁右衛門、以下名略〇鳥居新建、文化六己巳年十月七日〇葺替、天保六乙未年八月末社、大元神〇棟札、奉寄進大元大明神御舎、享和三癸亥年菊月中六日、大願主當組中

同、大山神〇旧号大山大智明大権現〇棟札、奉再建、安政六己未年四月十五日、大宮司齋藤式部大江孝道、大願主組頭龜屋吉右衛門、馬口労国田屋兼平・同仲野垣内保平、裏に安政四丁巳五月二日、兼平大山ヨリ勧請致帰

森神九所

湯屋上の天神〇坂本の荒神〇清榮寺の鎮守神〇中屋の大利神〇小本田の黄番神

○両半の地主神〇国信の地主神〇堂の内地主神〇間地の地主神

石見外記に、阿須奈村に三嶋・加茂・大原の三社を配祀せる、いと神さひたる靈境ありて、其宮居は鎌倉鶴岡の八幡宮にいとよく似たりと云ふ、是もと式社の大原の神にて、後に三嶋・加茂二座を配享せしにハあらしか

棟札、奉再興賀茂大明神社一宇、天文十九年庚戌九月吉日敬白、右意趣者奉為天長地久御願円満、殊者護持大檀那大江隆元癸未歳、息災延命家門安寧子孫昌榮、別者社頭安穩當所豊饒故也、刑部太輔通良、大工三吉次郎右衛門尉、裏に石州邑智郡安須那庄〇奉新建立拝殿一宇、大檀那大江朝臣刑部太輔通良、大法師■■敬白、大工渡邊但馬守、小工三吉次郎右衛門尉、于時永祿三庚申卯月十三日〇奉諸願成就大神染井柱松廿參本、殊者八蓮壱本、大宅朝臣、奉寄進者也、元龜四年霜月念二日、大江朝臣通良敬白、裏に物申齋藤内辰歳・同民部太夫取成申所也〇奉新建立賀茂大明神拝殿一宇、延宝八庚申季春心鐘吉祥日、齋藤式部少丞大江朝臣良次、庄屋伊達清左衛門、以下名略、裏に齋藤大和守歳六十九〇奉造次、宝永三丙戌孟冬、社司齋藤式部少輔大江良次、大願主庄屋伊達助右衛門、以下名略〇奉寄進鳥居、発起施主小倉谷三上權右衛門・同杉谷三上長右衛門・同光照寺金子六良右衛門、于時正徳三壬辰年十月吉日、神主齋藤大和守良

頼敬白〇葺替、安永六丁酉十月六日〇再建鳥居、天保二辛卯年四月十三日、大羽尾山鎮坐〇山城國上賀茂より勧請、相殿大原大明神、延喜元辛酉年勧請〇社賀茂宮
阿須那村

賀茂宮

伝に阿須那賀茂大明神勧請不知、延文式丁酉年、源尊氏將軍御建立、司官齋藤外記太夫良連

宗雄云、元禄三年五月廿八日、齋藤式部、庄屋清右衛門より猶山作太夫あての書上、また板屋記にもあり

祭日、四月中西日〇板屋記に、六月十日の祭を板屋祭と云ふ、板屋に御幸あり宗雄云、此板屋と云は伊達氏にて、棟札に大願主とある、是にて旧家なり、庄屋も十七代ばかり勤めしと云り、今は零落して千代吉と云ふ、彼御幸は大原神の祭と思はる、如何なる由縁より起れるにか

建物、本社・供所・樂所・拝所・神門・鳥居

石見外記に、阿須奈村に三嶋・加茂・大原の三社を配祀せる、いと神さひたる靈境ありて、其宮居は鎌倉鶴岡の八幡宮にいとよく似たりと云ふ、是もと式社の大原の神にて、後に三嶋・加茂二座を配享せしにハあらしか

棟札、奉再興賀茂大明神社一宇、天文十九年庚戌九月吉日敬白、右意趣者奉為天長地久御願円満、殊者護持大檀那大江隆元癸未歳、息災延命家門安寧子孫昌榮、別者社頭安穩當所豊饒故也、刑部太輔通良、大工三吉次郎右衛門尉、裏に石州邑智郡安須那庄〇奉新建立拝殿一宇、大檀那大江朝臣刑部太輔通良、大法師■■敬白、大工渡邊但馬守、小工三吉次郎右衛門尉、于時永祿三庚申卯月十三日〇奉諸願成就大神染井柱松廿參本、殊者八蓮壱本、大宅朝臣、奉寄進者也、元龜四年霜月念二日、大江朝臣通良敬白、裏に物申齋藤内辰歳・同民部太夫取成申所也〇奉新建立賀茂大明神拝殿一宇、延宝八庚申季春心鐘吉祥日、齋藤式部少丞大江朝臣良次、庄屋伊達清左衛門、以下名略、裏に齋藤大和守歳六十九〇奉造次、宝永三丙戌孟冬、社司齋藤式部少輔大江良次、大願主庄屋伊達助右衛門、以下名略〇奉寄進鳥居、発起施主小倉谷三上權右衛門・同杉谷三上長右衛門・同光照寺金子六良右衛門、于時正徳三壬辰年十月吉日、神主齋藤大和守良頼敬白〇葺替、安永六丁酉十月六日〇再建鳥居、天保二辛卯年四月十三日、大羽尾山鎮坐〇山城國上賀茂より勧請、相殿大原大明神、延喜元辛酉年勧請〇社賀茂宮
阿須那村

宮司齋藤大隅頭大江孝保○上葺、同年月遷宮

祭神、別雷神○神体、木像○相殿下鴨宮、神体、木像○同大原神社、神体、木像二〇同三嶋大明神

宗雄云、明治四年改のとき鰐口形の鏡あり、中に異形の像あり、是は天文頃の流行と思はれて諸社にあり、別雷神は山城国上賀茂なれとは賀茂社と云に就て後人の推あてたるものなるへし、殊に山城国より勧請と云も八幡宮を宇佐勧請と云ひ、諏訪神を信濃勧請と云ふ類にて信かたし、俗に山城国に賀茂あるを知て大和国に賀茂あるを知らす、賀茂とたにいへは別雷命と云さる無に到る、そもそも神社は事の来由と時代を考る要なる、山城の賀茂は古く諸国に祀らす、大和の賀茂は古く諸国に祀て賀茂とも鴨とも神南備とも神邊とも称し、地名にも多く、播磨国賀茂郡・備前国津高郡加茂・安藝国加茂郡あり、別に備前・備中・備後には此神の社多く、当國の邑智郡に賀茂宮の多きは備後と境を接るゆゑ、彼國より移たるならむ、其は此郡にのみ多を想へし、みな事代主命と思はれるは本り、相殿の大原神は固有の社なる由にて式内と云し事もあり、猶考へし、齋藤大和の手書に大原大明神、延喜元年四月八日御^降とあり、板屋記も同じ

る事あ
神奇・出羽故事談に、毎年猿の来れり、昔は三疋つゝ来しか、今は一疋来れり、何處より来るを知らす、或は備中國よりと云ふ

社領、高十六石八斗一升七合、此現米九石八斗四升九合○証文に、一、高三拾四石四斗、阿須那村・雪田村・戸河内村之内ニ而除有之、天文十壹壬寅年、栗屋掃部助元國・井上新三郎就重・物申孫左衛門○阿須那村三社之神田之事、一、田本名之内、一貫八百文、三月三日賀茂祭、六百文、四月酉ノ日祭、三百文、

八月十五日八幡祭、一、上山根之内、六百文、四月酉ノ日祭、六百文、五月五日之祭、以上一貫三百文、一、下山根之内、九百文、四月酉ノ日祭、一、きす田之内、九百文、四月酉ノ日祭、六百文、正月三日八幡^ノ始祭、六百文、正月

十五日賀茂祭、一貫八百文、二月一日賀茂祭、一貫二百文、同二十五日天神祭、

六百文、八月十五日八幡祭、六百文、領家同十五日の祭、六百文、十月八日三

嶋之祭、一、は祢尾之内、六百文、本屋敷八幡八月十五日祭、六百文、ふらい

ち同十五日祭、物申かゝへ、六百文、車門八幡八月十五日之祭、以上一貫八百文、一、南^レ、六百文、八月十五日八幡之祭、一、すみ田、物申抱、一貫、正

月一日八幡之祭、一、田一段修理免、物申かゝへ、一、やなさこ、六百文、八月十五日八幡祭、一、わたん原之内、六百文、正月一日八幡祭、一、上原田、

一貫八百文、九月九日賀茂祭、三百文、劍大明神之祭り、一、光宗寺之内、六百文、十二月廿日賀茂祭り、一、藤根ニ經免有、一、今西、六百文、正月十五日賀茂祭、一、紙屋垣内之内、六百文、十一月廿日若宮祭、以上、戸河内村神田之事、一、柚木名之内、六百文、正月三日八幡之祭、六百文、七月七日賀茂祭、まちはしか、一貫八百文、九月九日賀茂祭、一、代名之内、一貫八百文、七月七日賀茂祭、一、かい迫名之内、六百文、本屋敷七月七日賀茂祭、六百文、

いもの屋七月七日祭、六百文、正月七日賀茂祭^ノ始祭、一、横路名之内、一段、八幡神田、二段、八幡神田、おと九日祭、此田かもの内あり、一、たを名之内、六百文、正月七日賀茂祭、六百文、九月廿九日賀茂祭、六百文、正月七日賀茂祭、かいさこの内よこかい、雪田村之内神田之事、一、中垣内之内、一貫八百文、正月一日賀茂祭、一、国信之内、一貫八百文、正月一日賀茂祭、一、下雪田之内、一貫八百文、三月三日賀茂祭、一、吉さ年之內、六百文、四月酉ノ日の祭、一、坂本大林、一貫貳百文、四月酉ノ日祭、合卅三貫四百文、田壱反壹石、此米三十四石八斗也、天文十一年壬寅閏三月八日、栗屋掃部助元國、花押、井上新三郎就重、花押、物申孫左衛門

宗雄云、卅三貫四百文にて三十三石四斗に田一反の一石を合て卅四石四斗なり、八斗は四斗の誤ならむ、これ昔の錢と米との當を知に足れり

高拾石壱升七合、大宮司安右衛門、物申左衛門太夫、神主孫右衛門、慶長三^丁■

邑智郡内雪田村置候事、一、神田平之内、米式石九斗定、阿須那郷賀茂領、一、
米九斗式升、清閑寺領、一、米壹石式斗定、いも畠井村領、一、米式斗定、ゆ
らしやう垣内井領、合五石式斗^{（被^カ）}升ハ雪田村□付置候、右賀茂如是付置申所、
実正也、依而後日証文如件、慶長五子六月十一日、片岡三郎兵衛、雪田村肝煎
孫兵衛殿、其外御百姓中參ル○賀茂大明神社領高拾六石八斗一升七合、未五月
廿七日、吉岡右近尉、田邊作右衛門
宗雄云、年号なけれど神領田畠高打渡帳あり、元和五己未年なるへし、正満
寺領・高源寺領も一緒にて神主安右衛門とあり、また慶安五壬辰年松平周防
守御検地の時、右帳面之通、御除地罷成、寺社領相違無之よし記あり
宝器、絵馬二面^{*}、銘に■奉相馬絵両流之事、■命賀^{（賀次）}下上大明神御宝殿、本文
曰、示現慈衆生福寿海無量御祈念之意趣者、専祈檀那先為天下太平国土安穩武
運長久子孫興隆乃至一一祈念百吉鶴鸕之所也、また奉掛馬絵両曳之内右也、之
女曰、一切諸願皆令満足、専祈旦那庚子歳、一々諸願全成就所也、大宅朝臣就
光公、于時永祿十二年己巳八月吉日謹敬白、表に狩野治部少輔筆とあり○鳥居
の額一面、賀茂大明神、裏に文字あれと見分かたし○鎧二、通良奉納と云伝ふ
○素襖、桐の紋あり、箱に応安三式月吉日、良久、花押、康兼殿参、その外、
康兼、花押、八月十日、池田山崎四郎兵衛殿、児玉木工之允殿、康兼の文字散
見○鉄燭台、銘に備中多治部住勝宗作、奉為寄進賀茂大明神、大江朝臣口羽通
平等、天正式拾^{（拾カ）}拾二月吉日○銀幣一、無銘、柄長三尺五寸、冠六寸七分、垂
十二、長二尺七寸、幅六分○三十六人歌合、筆者目録に中務卿宮邦永親王・久
我大納言通誠卿・高辻天納言豊長卿・花山院大納言持実卿・裏松中納言意光卿・
竹内三位惟庸卿・冷泉三位為綱卿・藤谷中将為信朝臣・桑原民部大輔長義朝臣・
清水谷大納言実業卿・四辻宰相公韶卿・長谷宮内少輔範成朝臣・樋口右兵衛佐
康熙朝臣・六条中将有慶・日野西宰相國豊卿・平松宰相時方卿・中山大納言篤
親卿・松木大納言宗顯卿、元祿十一季歲蘭五鳥、有慶書○大般若經、銘に于時

至徳元甲子九月晦日敬書之、大願主禪尼明圓等

宗雄云、此大般若經は当郡龜谷村八幡宮に納りありしか伝はれりと齋藤直記
云り

板屋記に、賀茂明神の鐘、文禄元年廣島に下る、高麗陣毛利進発のとき、軍器
のためなりとあり

末社、天満宮○棟札、奉建立天満宮御宝殿、大檀那壬申歳刑部大輔通良、弘治
四年戊午四月吉日、大法師敬白、以下名略○奉再建立、弘化五^{（マ）}申^{（マ）}二月、大宮
司齋藤大隅大江孝保・同式部孝道、願主庄屋高橋紀平次

同、高橋興光靈神○旧号剣大明神○神体、木像、鷹を持^{（テ）}○棟札、奉新建立剣大
明神、貞享四卯四月、願主祠官齋藤式部良次○上葺、安永八己亥孟冬廿六日、
大宮司齋藤長門守良孝、庄屋伊達源三郎、以下名略、文に抑當社ハ木津田村藤
掛山城主高橋大九良左衛門尉興光公也^{（トシ）}云、奉^{（レ）}崇^{（マ）}劍大明神止^{（マ）}、昔古享禄二
庚寅年十二月初四日、崩シ玉ヒテヨリ以来、及^{（シテ）}二百五十歳^{（マ）}、依^{（シテ）}之天宮司某、
氏子之輩ヲ進メテ上葺ヲ奉^{（レ）}成^{（マ）}云、二百五十年祭勤行○再建立、元治元甲子
年十一月十日

宗雄云、板屋記に道長とあり

同、市杵島社

同、惠美須社○棟札、奉新建立、貞享三丙寅年四月○奉寄進玉殿、正徳六丙申
孟夏、願主藝州可部勘兵衛・雲州頓原茂兵衛・当町久次郎○再建立、寛政五癸
丑年卯月

同、金刀比羅社

社人、齋藤直記、家筋世代詳ならず、延文中齋藤外記太夫より直記まで十六代
相続

宗雄云、延文より当今まで五百余年にて十六代にてハ世数少に似たり、さて
齋藤にて大江を姓とするは心得かたし、八幡宮の明暦の棟札には藤原とあり

八幡宮

羽尾山鎮坐○旧地八幡段、次に宮之塚小丸山、是を八幡風呂と云ふ、次に大永五乙酉年八月、高橋太九郎左衛門尉大江興光、当社に遷す○板屋記も同年なり

宗雄云、故事談に道長とあり、同人なるへし

板屋記に、寛文十年十一月六日、戸河内村八幡を取返す、神主齋藤大和・同長門、庄屋板屋七良兵衛とあり

宗雄云、大永に羽尾山に遷たる由なるを戸河内村より取返とあるは如何なる訳にか、若は戸河内村も当村の氏子場なるか、彼地に別に社を建て祀れるを止めさせて靈を当社に取返たる意にや、然れども彼村に八幡宮鎮坐は兎に角に解かたくなむ

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、木像三

祭日、八月廿二日

建物、本社

棟札、奉新建立八幡宮御宝殿、明暦三乙酉十月、神主藤原朝臣齋藤大和守、大檀那阿須那平夫木津田雪田村○再建、元禄八乙亥年九月一、建立施主社司大江朝臣齋藤式部少輔・大江朝臣通良○修覆、天明八乙卯仲冬十八日、大宮司齋藤長門守大江良孝、以下名略、裏に抑当社ハ往古御本社ヨリ北之清地尔久敷御鎮坐、其跡乎八幡箇段ト云、其後宮之塚小丸山尔奉遷、其旧跡乎八幡風呂止申須、其後大永五乙酉年八月、藤掛山城主高橋大九郎左右衛門尉大江氏興光、有志願、御本社之傍尔造新殿、奉遷之、天明之今年迄武百六十四歳ニナル、其後及大破、元禄八乙亥九月、先祖式部奉為再興、自夫以降歴星霜九十四年云云

社領、無し

宗雄云、故事談に社田は十六石余の内に込るよしとあり、是然るへし、天文の書付に阿須那二社之神田之事とありて其中に八幡宮の祭事を數々載たるに

て論なし、さて三社とは賀茂宮・八幡宮と今一社は詳ならず、右の文中に天

神祭・劍明神祭・若宮祭あり、考へし、若宮も今しけす

小社二所

森神二十六所

宇根の山の阿須波神

宗雄云、村名を阿須那と云は此神の鎮坐に就て負たるなるへし、かくて此所に鎮坐す由縁は古ヘ大嘗祭の由紀の稻を当郡の雪田村にて取り坐けむ、是は古は当村の内なるか、後に分て由紀田と云に雪字を借りて雪田と書るなるへし、故その稻を都に送り坐すとて足立る所ゆゑ此神を祀られたるものならむ、尚

名跡考に云を見へし

高源寺の大歳神○柿迫の大歳神○同所の黄幡神○坂根の大歳神○同所の袖神○黒谷の大歳神○同所の地主神○紙屋河内の黄幡神○神田の大歳神○鍛治屋河内の地主神○高畦の劍森神○原名の地主神○朽谷の地主神○田本の守護神○山根の大歳神○大下の鎮守地主神○細貝の鎮守神○同所の地主神○三又の道祖神○小倉谷の黄番(幡)神

* この絵馬二面は、賀茂神社所蔵の「板絵著色神馬図」として、現在、国的重要文化財に指定されている。

太元神社

鑪原鎮坐○旧地池上

上口羽村

祭神、豊受姫命○神体、木像

祭日、八月朔日

建物、本社・神楽所

棟札、奉新建立大元大明神、享保九甲辰年八月、祠官三上河内守永輝、宮地寄進原田幡屋三右衛門、願主鑪原文右衛門・権右衛門・安右衛門・六兵衛○再建、

文化十一甲戌年八月○玉殿新造、文化十三丙子年閏八月朔日

小社五所

名賀の地主神○神谷の地主神○同所の地主神○川角の地主神○同所の大歳神

森神十六所

神谷の地主神○同所の地主神○同所の大歳神○同所の地主神○同所の地主神○同所の妙現（見）神○同所の水神○同所の地主神○川角の地主神○同所の八面神○同所の地主神○同所の金屋子神○同所の荒神○同所の地主神○原田の八王神○同所の大歳神

下口羽村

八幡宮

宮尾山鎮坐○弘仁三壬辰年四月五日、三上与七太夫、豊前国宇佐より勧請○旧地二山、次に宮尾山、次に釜谷、次に永享三辛亥年八月、当地遷坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、木像三

神異、土人云、毎年猿一疋、岩根と云所を通り古宮に参り、次に当社に来る、諸人の見ることありと云り

祭日、八月十五日

建物、本社・拝所・神楽所・隨身門・鳥居

棟札、石州邑智郡口羽郷、奉造立八幡宮一字、大檀那大宅光慶〔　〕大工六

良衛門、文明九稔丁酉八月十五日、願主〔　〕三上式〔　〕、裏に石見国

口羽郷八幡宮御宝殿、右押吉日良辰、奉帰旧所■■、永享三辛亥八月十二日、
大願主大宅■光、大工■左■■允敬白

宗雄云、此棟札字姓見分かたし、両面にあり七年号の二様なるは後に記し謹
も本ゆか

奉再興八幡宮御宝殿一字、于時永禄十一年戊辰七月吉日、大施主志道刑部太輔通良、幣神四良、大工・小工名略○奉再興、天正十三年乙酉六月吉日、護持大

檀那右馬頭大江輝元癸丑歲、願主善九郎通平、大工三善吉次良右衛門尉○再興、元和四年戊午閏三月、願主河井小右衛門尉、幣三上宮内太夫、大工三吉宗右衛門尉、三上神四郎○建立、寛文六年丙午八月、社宦三上式部大夫良次・同三上河内守永正○新建立、貞享二乙丑年卯月、幣三上山城守、大工・小工名略○鳥居、元禄七甲戌年八月○再建立、宝永四丁亥年四月、祠官三上山城守藤原永光、裏に再建立、享保三戊戌年三月、祠官三上河内守永輝○拝殿、享和二壬戌年四

月、大宮司三上土佐正藤原永興

宝器、角鏡、経三寸、裏に人形あり○鐵燭台、銘に奉為寄進八幡大菩薩、天正

式拾穂拾月吉日、口羽通平、備中國多治部庄勝宗作

宗雄云、是と同物阿須那村賀茂宮に一あり

馬鞍骨轡、天文五甲申八月十五日、口羽通良寄附○大般若經写本、正徳六丙申
穢六月念八日、願主石州邑智郡口羽邑大雄山宗林禪寺現住鼎山叟玄三敬白、文
に大日本州石見国邑智郡口羽郷大雄山宗林禪寺住持比丘玄三敬白、當寺仏前所
レ被寄進「斗帳・天蓋・幡・打敷等各有各施主」、以為報檀施之恩、奉
繕写法華經一部・心經・大悲神咒・消災咒、奉納之、八幡大神寶殿之次
謹集現前清家爾^(家爾)詣靈廟、風誦觀音普門品、大悲圓滿無碍神咒、消災妙吉祥
神咒、所集功德、回向護國靈驗威力神通自在王菩薩云云

宗雄云、文中に法華經の事ありて大般若經の事は無れとも、現に大般若經の
奥書なり

社領、高十石三升七合、此現米六石一斗六升三合
末社、粟島神天満宮瘡守社

同、金刀比羅社○棟札、天明八戌申年十月再建

社人、三上永通、家筋元祖近江国住三上與七大夫、延暦中移住世代詳ならず、

三上五頭太夫家保より永通まで廿二代相続

宗雄云、吉田免許以前廿五代、吉田免許より後廿二代とあれと信かたきゆゑ、
以前の處を世代詳ならずと明治四年の書上に記す、吉田免許は慶長の頃より
後の事にて当郡日和村の神職の慶長十四年に出雲国某より風折烏帽子狩衣を
着へき旨本許状を受しことあるにて知へし、然れハ慶長より廿二代にては世
数多し、考へし、また三上氏ハ近江国より移とせるは偶彼國に三上山あるよ
り云出たるならむ、若は備後國の三上に由は無か、さて或系図に三上は佐々
木の流といへり、然は源氏なるに享和の棟札に藤原とあるはいかゝ、亀谷村
なるは武内宿祢の裔と云ふ、村之郷八幡宮の永禄九年の神体鏡の裏には源と
あり

金刀比羅社

松嶼鎮坐

祭神、大物主命○神体、木像

祭日、十月十日

建物、本社・鳥居

大山宮

坪木鎮坐○文化九壬申年二月三日、伯耆国大山宮より勧請

祭神、大国主命

祭日、十月十五日

建物、本社・鳥居

小社十六所

根布の神宮○町の惠美須神○根布の大元神○同所の劍神○同所の地主神○同所
の荒神○土居の稻荷神○細里の金刀比羅社○同所の幸神○同所の幸神○金谷の
石神○西原の妻神○同所の幸神○坂谷の惠美須神○同所の大歳神○宗林寺の權
現社

森神三十所

根布の四季幸神○土居の水神○同所の地主神○同所の水神○同所の地主神○同
所の地主神○細里の地主神○同所の大歳神○同所の地主神○同所の地主神○金
谷の稻荷神○西原の大歳神○同所の奈良之木神○同所の水神○青石の地主神○
同所の地主神○同所の地主神○同所の水神○同所の地主神○坂谷の山神○同所
の大歳神○町の山伏靈神○菖蒲の猫神、土人云、以前猫を愛し其靈を祀る、今
に穴のある丁銀あり、商売の財本に借ときは後に礼を喰(儀方)て返す、若し返さゝれ
ハ崇(崇々)ありと云ふ○同所の水神○同所の金屋子神○同所の産神○同所の八面神○
同所の金刀比羅神○同所の地主神○宮尾「山」の廿五所森神

上田村

八幡宮

柿尾山鎮坐○天長元甲辰年、豊前国宇佐八幡宮・摂津国八田部長田社勧請

宗雄云、摂津国長田住三上貞惠門勧請と本にあれと信かたし

祭神、譽田別命・足仲津彥命・息長足姫命・比賣大神、相殿(ママ)言代主命○神体、

鏡、木像八(玉串)

祭日、二月初卯日・八月十七日

建物、本社・幣殿・神楽所・神門・鳥居

坪木鎮坐○文化九壬申年二月三日、伯耆国大山宮より勧請

建物、本社・鳥居

小社十六所

工木原太六良

宗雄云、桂は苗字にて毛利家の臣にて安藝国川根村に住し此所をも掌しなり
造立長田村八幡宮、万治三庚子年九月、本願施主多根作左衛門・片岡弥三右衛
門・板屋源次郎・祠宦三上但馬守藤原吉次○奉成就柱松一字阿須那庄上田村八
幡宮御宝前、三上但馬守藤原吉信・種作左衛門藤原家吉・伊達源三郎藤原家次・
片岡弥五右衛門藤原勝信、大谷次郎兵衛藤原安友、延宝三丁巳十月○再興、宝

永六己丑年九月、神主三上吉太夫信利、以下名略○建立玉殿、享保十六辛亥年
九月九日○再建神並庄上田村柿尾山八幡宮幣殿一字、寛政五年癸未八月朔日、

大宮司三上式部正隆邑、以下名略○建立神門、文化十一甲戌年八月六日、大宮

司三上式部正隆邑、庄屋三上藤右衛門春房、以下名略

社領、高四石、此現米二石二斗六升九合

末社、金神社

社人、三上眞名井、家筋天長元甲辰年二月十四日、摂津国八田郡長田の産、
三上直惠門、長田神を供奉当地に下り甚左衛門まで二十四代相続、其後慶長中
甚左衛門出奔し民部良久相続す、是より眞名井まで八代前後三十二代相続、就
中眞名井、天保十二辛丑年四月五日、從五位下に叙す

八王子社

龍王山鎮坐

棟札、奉再建立八大龍御宝殿、寛延元戊辰年十二月有一日、神主三上讚岐守信
良、庄屋平治良傳左衛門、以下名略

祭神、五男神三女神、相殿龍王神○神体、銅幣

宗雄云、棟札に八大龍とあり、土人も八大龍王と云り、八王子と八大龍王は
別なり、茲は八王子に就して此祭神^を當たるものならむ、尚考へし

祭日、九月廿九日

建物、本社・神樂所・鳥居

小社十八所

柿尾の大元神、祭神邇々藝命○檜尾山の祇園社○豊栄山の金刀比羅社○同所の
金屋子社稻荷社○山王の山王社○町の恵美須社○黒か谷の塚主社○石部の石風
呂社○日南川の荒神「社」○白名の白名社○大宇根の大仙社○平佐の幡立社○
漆畠（畠）の荒神社○下瀬の石槌社水神社○江平の猿澤社、祭神児屋根命○上

畠（畠）の須賀都彦靈社○藤社の青舌社○谷川内の姫宮

宗雄云、猿澤社の祭神は奈良の猿澤池と同名なるから同所の春日社に思辨た
る祭神ならむ、かゝる社の祭神は実は何とも知難きを彼是定めいふは狡意な
り

森神四十九所

大元谷の大元神○亀縁寺山の荒神○妹の雲進神○黒谷の荒神○荒田の塚主神○
長瀬山の大番神○叶谷の亀か風呂神○番倉山の大歳神○大草の神か風呂神○白
名の水神○日南川の大元神○同所の祢與神○川端の明神石○日南川の大元神○
同所の權現○朽河原の馬神○姫子武地の姫神○立畠（畠）の地主神○妙見谷の
妙現神○平佐の国王子神○小段森（林）の地主神○前岡前山の土荒神○堂の子
屋敷の荒神○吹越曾根の木綿安神○上久保の後の大歳神○前下沖の森神○池本
の後の水神○藤社の地主神○同所の丑神○宇豆奈原の水神○三本松の大將軍神
○谷川内の水神○同所の大番神○藤社の木綿安神○大幡道上の未輝靈神○恵比
須平の祢與神○亀か谷の大元神○妻か谷の妻神○松木の森神○同所の水神○境
谷の境谷神○山根の山神○三国山の山神○江平の森神○上畠（畠）の大番神○
同所大元神○同所の森神○蛇か谷の妻神○青山谷の大元神

八幡宮

戸河内村

松尾山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命○神体、木像三

祭日、九月十五日

建物、本社・幣殿・鳥居

棟札、鳥居、正徳三癸巳年六月、神主齋藤大和守良頼、庄屋廣高与三左衛門○
鳥居、享保十三戊申年九月○鳥居、延享元甲子年十月○再建八幡宮社二字、宝
曆三癸酉年九月、神主齋藤對馬守良貞・同佐渡守良道、庄屋廣高貞四郎、以下
名略○鳥居、寛政五癸丑年十月四日○再建本社、文化十癸酉年八月六日、大宮
司齋藤出雲頭大江孝胤○石段、天保六乙未年八月○鳥居、慶應三丁卯年四月五
日

社領、高一石二升、此現米三斗八升五合

森神二十五所

松尾「社内」の大元神○代「野」の大歳神○西河内の海大神○荒神の地主神○
横道（路）の大歳神○同所の黄番地主神○丸山の幸神○がいざこ（貝迫）の大
歳神○同所の黄番地主神○こがうざこ（コカウ迫）の地主神○をかた（岡田）
の地主神○横貝の大歳神○鑄物屋の黄番神○同所の地主神○土橋の地主神○高
下の荒神○梅木の大歳神○境の大歳神○堺の雷神○伽藍の地主神○藁船の大歳
神○細谷の地主神○地賀か崎（崎）の地主神○同所の塚神○同所の黄番神○

建物、本社・神樂所・鳥居

棟札、奉新建稻吉山八幡宮本社一字、天文三甲午年七月、大宮司三上治部、庄
屋九郎右衛門、組頭次郎助、和田村庄屋利兵衛、組頭三郎右衛門、裏に原村・
和田村惣氏子

宗雄云、天文の頃の棟札は大檀那大願主に領主の名を載たる多し、其は八幡
宮は弓矢神とて武家の崇敬ことにして領主の寄附にて建さるは稀なり、然に
棟札に少か其事なく、殊に庄屋・組頭の名を密に記せるも後の様なり、尚考
へし

奉新建立原村八幡宮、元禄七甲戌年十月十四日、願人竹崎筑後守吉次・同左近、
原庄村屋利兵衛、組頭市郎右衛門、宇山庄屋治右衛門、和田村庄屋七郎兵衛、
組頭吉左衛門、以下職人名略○新造、安永四丁未仲冬八辰、神主竹崎掃部藤原
嘉止、以下名略○造営、寛政五癸丑臘月○葺替、享和三癸亥初冬八日○上葺、
天保五甲午年十月十三日○再建神樂殿、天保十三壬寅年八月、大宮司竹崎越後
藤原嘉蔵、庄屋船津尚三郎、以下名略

宝器、長刀、和田村医左右田俊通、寄進元出羽組代宦田中伴右衛門所持と云伝
ふ○鉢、銘に慶安五壬辰年二月、石州邑智郡カシマサマキシン久西村伊藤伍郎
兵衛

宗雄云、久西村は片山村の内か、国西とも苦螺ともあり

社領、高五石、此現米二石一斗四升五合、永錢二十三文三分

末社、金刀比羅社

同、鷦〔神〕社

社人、竹崎司、家筋天文中三上治部より司まで十代相続

小社二所

土居の地主神○中原の地主神

森神十一所

八幡宮

稻吉山鎮坐○豊前国宇佐より勧請と云伝ふ

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、木像六
祭日、八月十五日

竹垣内の大歳神○古屋敷の地主神

土人云、古屋敷の地主神は天保の頃古屋敷と云家の老母、古き鱸の耳の生たるを取て鱸の肥としたる、其靈老母に憑て吾は大年神のみさきにて竹垣内の地主に大なるもみの木あり、是を伐て社を建て實光城の上に祭る、此もみの木の株の下に年久く住む鱸なるか、遊に出たるを取たり、早く神に祀へしと云り、故に社人に頼て地主神と崇め祀る、後遂に彼老母は水に落て死たりと云り

宮廻の地主神○別所の地主神○稻吉山の稻荷神○同所の志津石屋（静窟）神○溝上（稻吉山）の地主神○法臺池（寺）の地主神○大佐古の地主神○上中間の地主神○鍊穴原の地主神

島藤原吉胤、庄屋三兵衛

宝器、額一面、^(ママ)神道長ト部良長筆

山神社

山方鎮坐

祭神、詳ならず○神体、十一面觀音

宗雄云、当所は銅山あり、これによりて祀し社と思はる者は、祭神は大山積神と金山彦命・金山彥命に坐すこと美濃郡都茂村の山神社にて知へし、然るに往昔より銅山には大山積神を祀るか多し、さて当社は僧坊持なるから祭神を詳にせざるなり

祭日、九月廿八日

建物、本社

社領、高五石「神宮寺持」、此現米二石二升

奉仕、真言宗久喜山神宮寺

宗雄云、明治三年社寺区別の後、当社の奉仕は高見村三上八島の兼勤となり、

明治四年の書上には神宮寺は無し、然とも造営も社領も神宮寺より致して三上氏は神勤はかりなり

市の恵美須社

小社一所

森神三所

宮山の大元神○小社の小森御前○神宮寺の荒神

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姫命〔正体、木像〕

祭日、九月廿八日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉造立八幡宮、正徳五祀梅蒙協治晚夏良辰、社職齋藤大和守、当村氏子

中○再建立、享保十一丙午林鐘下澣○上葺、安政二丙辰年九月廿六日、齋藤八

山神社

大林村

森鎮坐

祭神、金山彦神・金山比賣神○神体、木像

祭日、十月五日

建物、本社・拝所

宝器、石、高二尺五寸、横三尺二寸、面に五分ばかりの段一面にあり、裏には無し、土人云、以前阿須那村に移せしか啼たるゆゑ返したりと云ふ、また此石を少か闕たるか、其人狂氣せしとなり

小社一所

からむ（伽藍）の伽藍神

森神三所

面か原の大元神○同所の大歳神○黒瀬の地主神